

無形文化遺産登録をどう進めるか

高崎商科大学特任教授・群馬県温泉協会特別顧問 熊倉浩靖

1. なぜ無形文化遺産登録をめざすのか

(1) なぜ日本人は温泉が好きなのか—2つの理由

日本人が温泉好きなのはどうしてでしょうか。2つの理由が考えられます。

第1は、今回改めて強調する「文化としての温泉入浴」の定着です。

第2は、「世界一の温泉立地」という地球科学的な事実です。こちらから見てゆきましょう。

山村順次『世界の温泉地：発達と現状』（2004年・日本温泉協会）によれば日本には3100ほどの温泉地があります。2位は中国で3000か所、3位はアイスランドで280か所、4位はイタリアで200か所です。中国はほぼ同数ですが、面積が全く違います。日本38万km²に対し960万km²。25倍以上です。源泉数は不明な国が多いため正確な比較ができませんが、日本では2万7000の源泉が数えられています。数が分かっているフランスの源泉数は1200ですから、日本の温泉地・源泉数は、総数でも面積あたりでも抜きんでいます（表1参照）。

表1 温泉数世界ランキング（山村順次『世界の温泉地：発達と現状』2004年 日本温泉協会）

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
国名	日本	中国	アイスランド	イタリア	ドイツ	ハンガリー	フランス
温泉数	3102	3000	280	200	136	135	104
国土面積(万km ²)	38	960	10	30	36	9	55
温泉数@万km ²	81.6	3.1	28.0	6.8	3.8	15.0	1.9
源泉数	27,000	?	?	?	?	?	1200

(2) 火・水・森の共演が生み出した世界一の温泉立地

なぜ日本にはこれほどまでに温泉がおおいのでしょうか。

第1の要因は火山列島という日本の姿です。内閣府の防災担当サイトは「世界には約1500の活火山があるといわれており、そのほとんどが環太平洋地帯に分布しています。日本には世界の活火山の約1割があり、世界有数の火山国と言えますと記しています（図1参照。<http://www.bousai.go.jp/kazan/taisaku/k102.htm>）。

これほど多くの活火山があるのは、ユーラシア・北米・太平洋・フィリピン海という4つのプレートがぶつかり合っているからだそうです。

活火山だけでなく、かつてり火山活動やプレートのせめぎ合いも地中に熱を与え続けています。

しかし、そこに水がなければ温泉にはなりません。第2の要因は気象条件と森の存在です。

温帯モンスーン地帯にあることで1年を通して雨がもたらされます。加えて、日本海が開いたことで冬季世界一と言えるほどの豪雪が日本海側にもたらされます。雪どけ水や雨は森の力で地中に蓄えられます。

温帯モンスーン地帯に横たわる火山列島という条件が世界一の温泉立地をもたらしたのです。世界一の温泉立地は火・水・森の共演の賜物、温泉は日本列島を象徴する存在と言えます。

(3) 文化として暮らしに組み込まれた温泉—無形文化遺産をめざす理由①

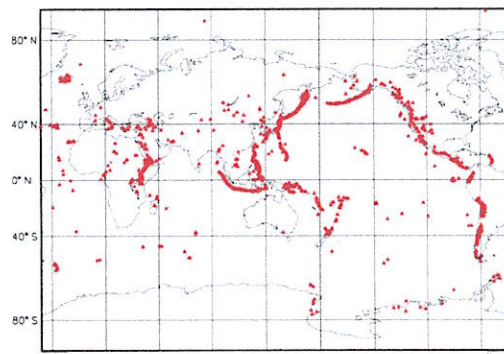


図1 世界と日本の火山分布

日本の温泉を温帯モンスーン地帯に横たわる火山列島の象徴と位置づけられるなら、温泉を好み温泉で温まることを暮らしに組み込んできたありようは日本固有の生活文化の形と言えるでしょう。そこで私たちは、私たちの温泉利用を日本文化の一つの形としてユネスコ遺産事業に登録することを発意しました。

ユネスコ遺産事業と言うと、世界遺産を思い浮かべる方が多いでしょうが、私たちが想定しているのは無形文化遺産です。

ユネスコ遺産事業は対象別に3つに分かれます(厳密には5つ。図2参照)。建造物や文化財、景観や自然といった有形物を対象とする世界遺産、口承や芸能、社会的慣習や儀礼、自然や万物に関する知識や慣習、伝統工芸技術を対象とする無形文化遺産、記録や著作を対象とする世界の記憶です(表2参照)。

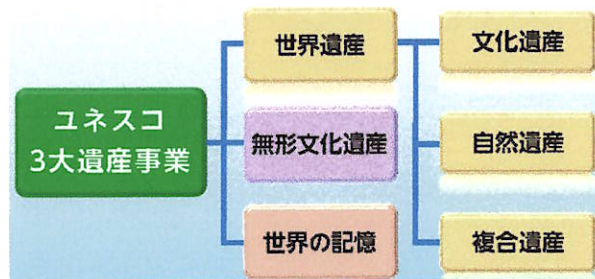


図2 ユネスコ3大遺産事業

表2 ユネスコ3大遺産事業とその対象

世界遺産	建造物や文化財、景観や自然といった有形物
無形文化遺産	口承や芸能、社会的慣習や儀礼、自然や万物に関する知識や慣習、伝統工芸技術
世界の記憶	記録や著作

温泉を対象とすれば「世界の記憶」は合いません。いくら温泉数が世界一と言っても、それだけで世界遺産(自然遺産)も難しいでしょう。世界一の温泉立地という条件を活かして温泉を暮らしに組み込んできたことを考えれば、「世界遺産(文化遺産)」か「無形文化遺産」が目標としてふさわしいことになります。

しかし世界遺産は有形物が対象です。有形物とすれば何を選ぶのか。温泉の立地か。温泉場・温泉街か。特定の温泉か……。百家争鳴となりかねません。暮らしを有形物で定義するのは並大抵のことではありません。

一方、入浴を中心に、暮らしに組み込まれた温泉利用は、無形文化遺産の対象である「自然や万物に関する知識や慣習あるいは社会的慣習」に当てはまる可能性が高いと考えられます。

しかし次のような疑問が出て来るに違いありません。「入浴を中心とした温泉利用は世界中どこにでもあるのではないのか。日本の特徴と言っているのか。数が多いから利用頻度が高いだけではないのか。」

そうではないことを縷々記していきますが、その前に無形文化遺産登録を急ぐもう一つの理由を述べましょう。

(4) 足元が揺らいている—無形文化遺産登録をめざす理由②

単刀直入に言えば、入浴を中心とした日本の温泉利用が大きく2つの側面で揺らいているからです。

第1は、欧風シャワー文化やサウナ文化が導入されるなかでの伝統的な入浴作法の揺らぎです。

日本温泉協会が「お風呂でのエチケット12項目」ポスターを作らざるをえないほどの状況です(図3参照)。日本の温泉入浴作法を熟知していない諸外国の方々向けのポスターではありますが、日本人にも向けられたポスターであることを意識する必要があります。もっとも諸外国向けであることは、諸外国での入浴作法、



お風呂でのエチケット12項目

- ①入浴前や後にも水分補給しましょう。入浴により体の水分が奪われます。
- ②飲酒後の入浴は控えてください。転倒や脱水を生じます。
- ③入浴時は下着や水着を脱いで入ってください。
- ④かけ湯を3～5回してから入浴しましょう。血圧の急激な上昇を防ぎます。
- ⑤体を洗ってから浴槽に入りましょう。
- ⑥浴槽に飛び込まないでください。
- ⑦浴槽の中で体を洗わないでください。
- ⑧タオルを浴槽に入れないでください。浴槽の清潔を保つためです。
- ⑨浴槽の中で泳がないでください。
- ⑩浴槽内で衣服や下着を洗わないでください。
- ⑪脱衣室に上がる前に身体をふいでください。
- ⑫エチケットを守って、温泉を楽しんでください。

図3 お風呂でのエチケット12項目

温泉利用が日本とは大きく異なっていることを示唆しています。

第2は、温泉利用を支えてきた人々と地域の衰退です。度々数値を示して指摘してきたように、群馬県内主要温泉所在地の観光入込客数・観光消費額は順調に伸びているにもかかわらず、人口は減少の度合いを強め、孤世

帯化が急速に進んでいます。特に日本人の人口減少は著しく、温泉場は外国籍住民の方々の働きなしには立ち至らなくなっています。温泉場を支えてきた様々な職種の「湯の匠たち」の後継者探しは一大事です。

ユネスコ遺産事業の対象は、そのままでは衰退してしまうおそれのある文化です。温泉場・温泉入浴は一見盛っているように見えますが、入浴作法の揺らぎと担い手の急速な減少という大きな危機に直面しています。

無形文化遺産登録への動きを危機克服の一つの筋道として、日本人だけでなく世界各国の人々が日本の温泉文化を見直し、担い手・参加者となってくださることを願わずにはられません。

2.登録の要—入浴作法と湯の匠たち

(1)世界的には完全な少数派—かけ湯して洗い清めて湯に浸かる この当然が世には珍し

無形文化遺産登録を進めるには「日本の温泉文化とは何か」をまずは定義する必要があります。

その一步は日本と他国とで温泉利用は同じなのかどうかの比較です。

結論的に言えば、「洗い場で汚れを落とし、かけ湯をして、静かに浴槽に入り、じっくりと浸かり、温まり、温泉成分を身に沁み込ませる」という日本での当たり前は世界的には完全な少数派です。

ヨーロッパを中心とした海外諸地域では飲泉か医療行為の一環としての温泉利用が中心です。普通に入浴する場合は、バスタブに少なめの温水を張り、そこで全身を洗い、シャワーで洗い流してしまいます。バスタブは洗い場です。温水のプールに入ることも、サウナで汗をかいて汚れを落とした後、冷水に飛び込むこともあります。温水のプールやバスタブに浸かり温まることは一般的ではありません。

例えばベルツ博士 (Erwin von Bälz) が欧州第一の温泉と紹介し草津の目標としたカルルスバート (Karlsbad=ドイツ語:チェコ語では Karlovy Vary=カルロヴィ・ヴァリ) は飲泉中心で、入浴は温泉療法に限定されています。私も2003年カルロヴィ・ヴァリを訪れる機会を得ましたが、入浴できず愕然としました。

また、温泉情報サイト Yutty!“によると、世界の温泉を自称するドイツのバーデン=バーデン (Baden-Baden) フリードリッヒ浴場では、高温のサウナの後で温泉に入りますが、温泉は36℃→34℃→28℃→18℃の順に入るとのことです。何と温泉は「温まる場」ではなく「冷やす場」です。

こうしたことから、日本とヨーロッパ等海外諸地域での温泉利用を比較すれば表3のように整理されます。

表3 日本と海外との温泉利用比較

	日本の温泉利用	海外諸地域の温泉利用
主要な用途	入浴(熱水浴)	飲泉ないし医療行為の一部
汚れを落とす場所	洗い場	サウナかバスタブ
かけ湯	必須	不要
浴槽 (とそこでの作法)	温まる場(共同利用) 静かに浸かって温まり温泉成分を沁み込ませる場 髪・手拭いを入れること・泳ぐこと・騒ぐことは厳禁	洗い場(個人利用) 体を冷やす場 ビーチ感覚、水着・泳ぎOK
肌に沁みだ温泉成分	洗い流さず水気を拭い浴衣で休む	一般的にはシャワーで洗い流す
家庭浴槽に入れる物	湯の花か温泉に似せた入浴剤	洗剤

(2)皆で共有し、清らかに湯で温まる

浴槽の中で体を洗って流してしまう欧風ホテルに違和感を覚えるのは、浴槽が「温まる場」ではなく「洗い場」になっているからです。浴槽は清らかな湯をいただく「聖なる装置」であるという感覚と齟齬するからでしょう。

そもそも浴槽は人々の共同利用を前提としています。お湯も浴槽も使いながら「清らかさ」を維持することが求められます。その作法が入浴前の洗いとかけ湯です。浴槽に手拭いも髪も入れない、騒いだり泳いだりしてはいけないのは、お湯を清らかな形で共同利用し続ける基本だからです。

共同利用は浴槽だけではありません。温泉そのものが温泉源を持つ人々同士、そして入浴する人々との共有をもって初めて成り立ちます。草津温泉の湯畑や伊香保温泉の石段は共同所有の温泉を宿などに公平に分配する装置です。全国各地の総湯や共同湯、外湯めぐりなどは入浴客に「共有」を実感させてくれます。

こうした温泉利用の形は古来のものだったと考えられます。2つの例を挙げておきましょう。

第1は、玉造温泉について記す『出雲国風土記』(天平5(733)年)意宇郡忌部神部条の記載です。

「男も女も老いたるも^{わか}少きも、或は道路に^{みち}駱驛り、或は海中を^{つらな}州に^{わたなか}浴ひ、日に集ひて^す市を成し、^そ日^{ひび}に集ひて^{いち}市を成し、^{みだれまが}紛^{うたげ}續ひて燕楽す。
一たび^{すす}濯げば^{かたち}則ち形容端正しく、^{くく}再び^{よるづのやまひことごと}浴れば^い則ち万病悉く除ゆ。古より今に至るまで、^{しるし}験得ずといふことなし。故、俗人、神湯と曰ふ。」と書かれています。

老若男女が集まって入浴を楽しみ、市や宴も成していたということですが、「一たび」には洗濯の「濯」を当てていますから洗い・かけ湯、「再び」には「浴」を当てていますから入浴と読むことができます。

第2は、開湯1300年の伝承を持つ城崎温泉温泉寺の古式入湯作法です。

開湯の道智上人のお手代わりの湯杓と入湯作法を授かって外湯に向かい^げ偈を唱えた後、「^{すす}先ず湯杓を漱ぎ、次に湯杓の湯を頂く、口を漱ぎ、頭より全身に湯を浴びる。次、心静かに入湯し心身の安祥を祈るべし。尚、入湯中に湯杓を湯壺に浸けたりせず丁重に扱う事」とあります。

最初の文は「かけ湯」を、次の文は「静かな入浴」を、最後の文は「上人お手代わりの湯杓さえ湯壺(=浴槽)に浸けてはならない」ことを示しています。その前提として皆で外湯に入ると記しています。

(3) 心身を癒して人々を暮らしの場に戻す-温泉入浴の本質

こうした日本古来の温泉利用法は「心身を癒し活力を与えて人々を日々の暮らしの場に戻す役割」を果たし続けることで文化として定着しました。その形は日本固有のマツリの構造と合致しているように思われます。

民俗学や歴史学の教えるところによれば、マツリはケ(褻=気、日常)→ケガレ(褻枯れ=気枯れ、活力の衰え)→イミ(忌・斎)→ハレ→ナホラヒ(直会・饗宴)→ケという循環構造で成り立っています。

温泉入浴はまさにこの循環構造通りではないでしょうか。次のように考えられます(図4参照)。

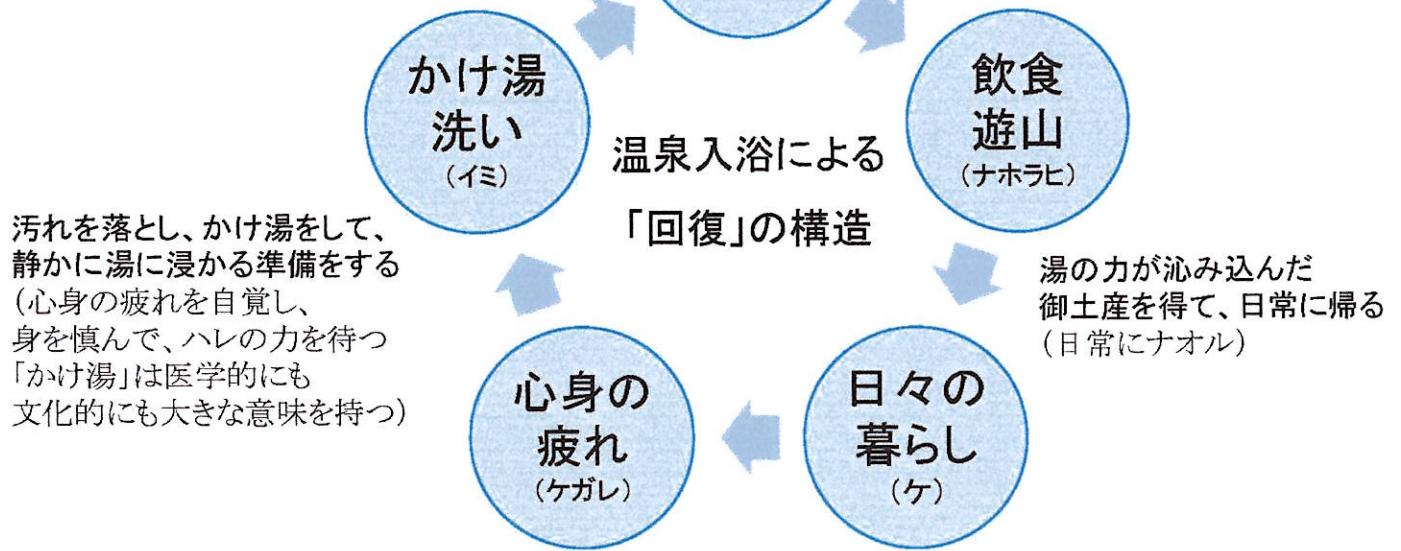
- ① 日々の暮らし(=ケ)を積み重ねると心身の疲れが溜まります。つまりケが枯れます。
日常のエネルギーが枯渇し、ストレスが溜まり心身ともに不調となります。
- ② ケガレの状態を受け止めハレの力を招き入れるためには身を慎まなければなりません。
医学的には血圧急変の予防でしょうが、かけ湯は文化的にも重要な位置を占める営みです。
- ③ お湯は聖なる存在、ハレの力そのものです。神の湯です。浴槽はハレの力をいただく聖なる場所となります。
清らかさが保たれなければなりません。浴槽で騒ぐこと・泳ぐことは当然ながら厳禁です。
じっくり浸かることで効能成分と温かさが招き入れられます。人はハレのエネルギーで包まれます。
それを洗い流してしまっただけでは元も子もありません。洗い流さないことには深い文化的な意味があります。
- ④ だが、ここに留まっている訳にはいきません。
マツリでも温泉でも、目的はエネルギーを得てのケつまり日々の暮らしの回復にあります。
温泉入浴の場合、地の食・地の酒、物見遊山や歌舞音曲の共有が娑婆帰りの準備となります。
草津の上がり湯としての四万入浴に見られるような、より柔らかな湯での馴化でケに戻してゆく形もあります。

- ⑤ 加えれば、寺社のお守りやお札のように、温泉の色や香りが沁みたお饅頭をはじめとする土産品を求めることで温泉とそれを生み出す風土の力を身に着けて、人は娑婆へと帰っていきます。

先に示したように、これら一連の流れが1300年も前の『出雲国風土記』に書かれていたことは驚きです。

じっくりと湯に浸かり、
 効能成分と温かさを取り込んで、
 心身を癒し、活力を取り戻す
 (湯はハレの力、
 浴槽は「ハレの力」をいただく「聖なる装置」、
 洗い流さないことにも文化的な意味がある)

湯の力を得、活力を取り戻して、
 日常に戻る準備をする
 (温泉入湯の目的は日常の回復、
 地の食・地の酒をいただき、
 物見遊山や歌舞音曲を楽しむ
 ときに、より柔らかな湯での馴化もある)



汚れを落とし、かけ湯をして、
 静かに湯に浸かる準備をする
 (心身の疲れを自覚し、
 身を慎んで、ハレの力を待つ
 「かけ湯」は医学的にも
 文化的にも大きな意味を持つ)

湯の力が沁み込んだ
 御土産を得て、日常に帰る
 (日常にナオル)

日々の生活・生業で心身ともに疲れが溜まる(日常が枯れる)

図4 温泉入浴による「回復」の構造

(4) 担い手・湯の匠たちと直面する危機

人は日数をかけて温泉地に逗留して入浴を積み重ねるようになります。「湯治」とも呼ばれますが、逗留・湯治は物見遊山や歌舞音曲、地の食・地の酒の楽しみを深めてゆきます。温泉湧出の源である「風土の総力」を受け止めることで人々は高い活力を得たままで娑婆への帰り支度を整えることとなります。温泉場は温泉街という文化的空間に変貌してゆきました。そして、その地で働く多種多様な「湯の匠たち」を育ててきました。

泉源を保全・管理し最適な状態でお湯を提供する湯守。宿の顔として「おもてなし」を統率する女将。旅館を取り仕切る番頭。最前線で「おもてなし」を体現する仲居。地の食・時の食を華麗に提供する板前。土産物の製造・販売に当たる人々。旅行を掌る人々。芸能や祭礼を披露する人々。旅館や温泉街の建物や工芸品を作る人々。地域の自然や歴史・文化を伝える人々……。旅館や浴槽という有形物に目がゆきがちですが、温泉街という極めて日本的な空間を創り上げ維持しているのは「湯の匠たち」の有機的な繋がりです。

入浴作法が日本温泉文化の本質であることと主たる担い手である「湯の匠たち」が見えてきたことで無形文化遺産登録への下準備は整ってきたように思います。一方で温泉場と「湯の匠たち」に危機が訪れていることは無形文化遺産登録を急がせます。今後、私たちは何をどう進めれば良いのでしょうか。

3. 登録に向けて、何をなすべきか

(1) 登録のための4つの課題

温泉文化ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会発足を前に、ユネスコ事務局長として無形文化遺産条約をま

とめられた松浦晃一郎先生にご相談に伺った時、先生から言われた言葉がよみがえってきます。

「たしかに面白い。だが、この提案のままではユネスコ無形文化遺産の定義の枠組みに合っているとは言い難い。世界には、グローバル化等によって該当案件が消滅の危機に瀕している現実がある。まずはそれらの保護が第一だ。温泉は改めて保護しなければならないほどの状況にあるのか。先進国に求められているのは、消滅の危機に瀕している発展途上国等での案件の保護のための助力だ。それらを超えて、各国が納得するだけの論理がくみ上げられているのか。国内法で保護がされているのか。」

松浦先生のご指摘を足場に、次の4つの検討を進めてきました。

- ① 世界の人々が納得する日本固有の文化としての温泉文化の定義
- ② 「改めて保護しなければならない状況にある」ことの検証と課題解決の方向性
- ③ 国内法による保護の枠組みの確認・課題・強化の方向と方策
- ④ 多様な賛同者を得ての国民運動の構築

熟度は低いものの、①②の叩き台に漸く辿り着けたようです。③④が今後の大きな課題となりました。

(2) 温泉文化を支えている世界に稀な法律・温泉法

③に関しては、温泉法と環境省が進めている「新・湯治」の重要性に改めて気づかされています。

温泉法は「温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適性を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的」(第1条)に1948年公布されました。

なかでも、温泉法第29条「環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設(略)の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる」に基づいた国民保養温泉地の指定は温泉文化の保護・育成の枠組を考えさせます。そして2012年「温泉資源の保護を図りつつ、自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等それぞれの温泉地の特性を踏まえ、方向性を明確にした取組を進展させ、当該温泉地のみならず、我が国全体の温泉の公共的利用の増進を図ろうとする取組が求められたため、選定標準の改定を行った」(「温泉法逐条解説」)ことも注目されます。時代の変化に対応しつつ日本固有の温泉文化を保全・発展させることが「我が国全体の温泉の公共的利用の増進を図る」ことになるからです。

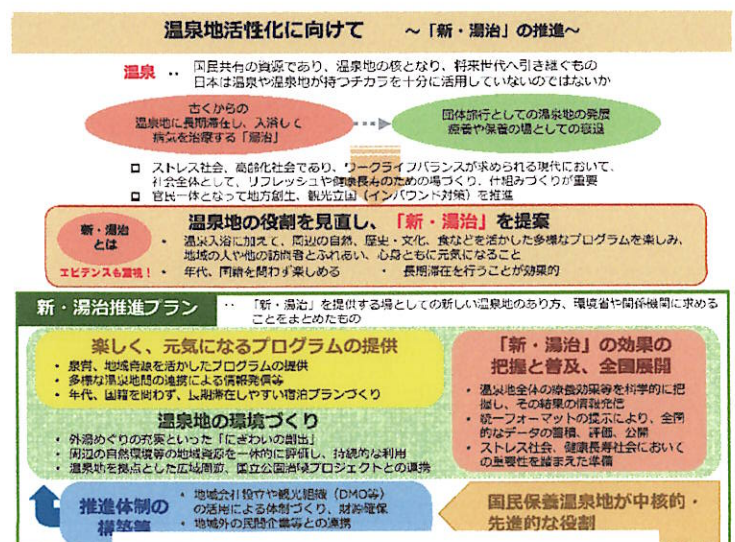
環境省による「新・湯治」の提案も、日本固有の温泉文化に現代的価値を与える試みです。

各地の温泉地が「団体旅行として発展」した一方「療養や保養の場として衰退」しているという現状把握から、①温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とふれあい、心身ともに元気になること②年代、国籍を問わず楽しめる③長期滞在を行うことが効果的の3つの柱を持って「新・湯治」が提案されています(図5参照)。

温泉法、新・湯治ともに日本固有の温泉文化の保護・育成を基盤としていることは明らかでしょう。

特に重要なことは、温泉法は非常に稀な法律だということです。

管見の範囲では、温泉を単独の対象として法律を定めているのは日本だけでした。温泉数第3位のアイスランドでは地下資源探査利用法、第5位のドイツでは連邦工業法、環太平洋火山帯に属するアメリカでは地熱蒸気



法、インドネシアでは地熱エネルギー法が温泉も見えています(第4位のイタリアは政令。第2位の中国は不明)。
 温泉を対象とした単独の法律があるのは、湧出する温泉を何よりも大切に、暮らしの一部にしっかりと組み込んできた日本だからです。10年に1回の定期的分析による温泉成分・禁忌症等の掲示を温泉法が義務付けているのも、温泉の保護と適正利用を施設と利用者間で共有する仕組みを制度化しているからです(第18条)。
 もとより、温泉文化の保全と発展を担保する法制度を温泉法だけに限定する必要はありません。生活文化の組み込みを始めている文化財保護法に温泉文化の保護・育成が明示されるよう働きかけましょう。

(3) 全国民的運動へーそれが可能な理由と方法

最後の戦略的課題である④国民運動の構築・推進に関しては、温泉文化の無形文化遺産登録が温泉関係者の利害にとどまらぬ経済課題、地域課題、国民的課題であることを実感いただく必要があります。

日本人は大変な温泉好きで温泉が暮らしに根づいているだけでは説得力がありません。我が国の産業経済のあり方、地域の持続的発展と密接に関わっていることをご理解いただく必要があります。

大きな枠組みで言えば、温泉地の年間延べ宿泊人数は、総人口を超える1億3,000万人を数えます。総宿泊者延べ人数は5億人ですから4分の1が温泉地宿泊者です(2018年度)。15兆円に達する旅行消費額はGDP(国内総生産)550兆円の2.7%にあたります。温泉を中核とする観光産業の産業連関は広く、とくに中山間地域の地域継承にとっては鍵を握っています。群馬県の例で見てください(表4・5)。

対象市町村として、観光経済新聞社の「にっぽんの温泉100選」のうち常時50位以内に選ばれている草津温泉のある草津町、伊香保温泉のある渋川市、みなかみ18湯のあるみなかみ町、万座温泉のある嬭恋村、四万温泉のある中之条町と県の中心都市で人の動きも多い前橋市・高崎市とを選んでみました。入込客数・消費額ともに温泉目的だけでなく市町村単位の入込客数・消費額ですが、趨勢は推し量られます。

観光入込客数で見ると、総入込客数6,450万人の23.6%を総人口13万人、県内比率僅か6.6%の5市町村が占めています。宿泊客数では71.8%、県外客数では31.7%が5市町村に集中しています。総人口35.8%占める前橋・高崎両市は総客数で20.5%、宿泊客数・県外客数とも13%ほどしか占めていません。

表4 群馬県内観光入込客数(群馬県2018年観光入込客統計調査報告書)

千人	観光客総数	宿泊客	日帰り客	宿泊比率	県外客	県内客	県外比率	人口(2015年国調)
草津町	3,250	2,220	1,030	68.3%	2,275	975	70.0%	6,518人
渋川市	4,667	1,174	3,493	25.2%	1,876	2,791	40.2%	78,391人
みなかみ町	3,898	1,101	2,792	28.3%	2,460	1,433	63.2%	19,347人
嬭恋村	2,007	871	1,136	43.4%	1,744	263	86.9%	9,780人
中之条町	1,469	409	1,060	27.8%	644	825	43.8%	16,850人
上記計	15,286	5,775	9,511	37.8%	8,999	6,287	58.9%	130,881人
県計	64,487	8,047	56,440	12.5%	28,429	36,058	44.1%	1,973,115人
県内比率	23.6%	71.8%	16.9%		31.7%	17.4%		6.6%
前橋市	6,503	422	6,081	6.4%	1,452	5,051	22.3%	336,159人
高崎市	6,689	631	6,058	9.4%	2,247	4,442	33.6%	370,884人
県内比率	20.5%	13.1%	21.6%		13.0%	26.3%		707,043人 35.8%

表5 群馬県内観光消費額(群馬県2018年観光入込客統計調査報告書)

客数(千人) 消費額(百万円)	客総数	消費額	客単価	宿泊客	消費額	客単価	日帰り客	消費額	客単価
草津町	3,250	37,851	11,646	2,220	34,528	15,553	1,030	3,325	3,228
渋川市	4,667	18,689	4,004	1,174	11,461	10,410	3,493	5,182	1,484
みなかみ町	3,898	18,996	4,880	1,101	11,461	10,410	2,792	7,535	2,699

嬭恋村	2,007	10,058	5,011	871	8,568	9,834	1,136	1,490	1,311
中之条町	1,469	5,376	3,660	409	4,706	11,506	1,060	670	632
上記計	15,286	71,974	4,708	5,775	72,770	12,601	9,511	18,202	1,914
県計	64,487	189,436	2,937	8,047	94,470	11,740	56,440	94,965	1,683
県内比率	23.6%	38.0%		71.8%	77.0%		16.9%	19.2%	
前橋市	6,503	11,731	1,804	422	3,423	8,111	6,081	8,309	1,366
高崎市	6,689	17,160	2,565	631	6,089	9,650	6,058	11,062	1,826
県内比率	20.5%	15.3%		13.1%	10.0%		21.6%	20.4%	

観光諸費額で観ると傾向はいつそう鮮明です。全県観光消費額総額 1,900 億円のうち、人口僅か 6.6%の 5 市町村が 38%の 720 億円を占めています。人口占有率 35.8%の前橋・高崎両市は 15.3%にすぎません。特に顕著なのは宿泊に伴う消費額です。全県 945 億円に対して 5 市町村は 728 億円に達し寄与率 77%に及んでいます。前橋・高崎はちょうど 19%です。いかに温泉地の持つ経済効果が大きいかが実感されます。

しかし、そうした経済効果を示しながら 5 市町村をはじめとする温泉地では人口減少・孤世帯化が速度を増し、温泉文化の担い手は消失の危機に直面しています。群馬への人と金の流れを起こしながら人も金も流出していると考えざるをえません。この事態を好転させなければ、当該地域だけでなく群馬、日本全体が行き詰まりかねません。温泉利用によって守られてきた山も川も周辺の田畑も荒れ果て CO₂ 吸収力を失い、土砂は流出し、大洪水も起きかねません。温泉地と担い手の弱体化は国民の温泉旅行の楽しみを奪うだけではありません。

そうした危機感の共有が温泉文化の無形文化遺産登録を国民運動として推進する原動力になります。

(4) まずは地元から—温泉県群馬の役割に胸を張って

そのためには、まずは温泉県群馬から、この運動を着実に広めていく必要があります。

温泉県群馬と言いますが、源泉総数・総湧出量ではベスト 10 にも入っていません。温泉地数・自噴湧出量で漸く 8 位です。しかし宿泊定員数では 6 位、宿泊施設数では 5 位、年度延宿泊利用人員数では 4 位です(表 6)。

そして観光経済新聞社が 1987 年から行っている「にっぽんの温泉 100 選」では 5 つもの温泉が 50 位以内に入り続けています。草津は 2003 年から 18 年間不動の 1 位。伊香保は 10 位台前半を維持し万座・四万・みなかみ 18 湯が続いています。こんな都道府県は他にありません。4 つの評価基準のうちの 3 つ、泉質、雰囲気、見所・レジャー&体験のいずれも非常に高い評価が続いています。温泉文化と風土の総力の賜物です。

そうした群馬だからこそ、各温泉地を中心に、温泉関係者だけでなく、各種団体の皆さんのご協力・ご参加を得て、ユネスコ無形文化遺産登録推進の意志と情報の共有を図り、胸を張って全国を牽引してゆきましょう。

表 6 都道府県別温泉ベスト 10(日本温泉協会、2017 年)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
温泉地数	北海道	長野県	新潟県	青森県	福島県	秋田県	静岡県	群馬県	鹿児島県	千葉県
源泉総数	大分県	鹿児島県	静岡県	北海道	熊本県	青森県	長野県	福島県	宮城県	秋田県
総湧出量	大分県	福島県	北海道	鹿児島県	青森県	熊本県	静岡県	長野県	岩手県	秋田県
自噴湧出量	大分県	福島県	北海道	岩手県	鹿児島県	長野県	秋田県	群馬県	熊本県	栃木県
宿泊施設数	静岡県	長野県	大分県	北海道	群馬県	神奈川県	新潟県	福島県	栃木県	熊本県
宿泊定員数	静岡県	北海道	長野県	新潟県	福島県	群馬県	栃木県	神奈川県	千葉県	大分県
年度延宿泊利用人員数	北海道	静岡県	長野県	群馬県	兵庫県	神奈川県	大分県	栃木県	福島県	山梨県